

鳥羽市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成31年4月12日

鳥羽市監査委員 村林 守

鳥羽市監査委員 井村 行夫

記

監査の種類	平成30年度 定期監査	
監査実施期間	平成30年6月25日～8月3日	
結果区分	検討事項	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
教育委員会 学校教育課	<p><b>学校給食運営事業について</b></p> <p>懸案事項によると、中央共同調理場の運営については施設の老朽化に伴う改修費や人事費等の費用対効果を含めた試算も行い、調理業務の民間委託を検討している。鳥羽市の子どもたちに安心安全な給食を提供するため、引き続き関係機関と慎重に検討を進められたい。また、国は給食費の公会計化を推進しているが進んでいない現状である。給食費の一般財源化も併せて検討されたい。</p>	<p>中央共同調理場の民間委託につきましては、調理業務、洗浄・清掃業務のみの委託であり、施設の維持管理は市が行っていくこととなります。民間委託を実施している市町へのアンケート調査や視察にて、特に施設の改善を行わなくても民間委託を行っている事例が確認できたことから、民間委託業者へ現状の施設状況による民間委託の見積り（3社）を徴収し、市の該当する予算との費用対効果や、メリットデメリットを含めた検討を行いました。今後は、政策会議を含め協議を進めるとともに、安心安全な給食の提供を行うため、民間委託を進めた場合のプロポーザル方式による業者の選定や民間委託を行わない場合の職員配置や衛生管理問題など検討を進めてまいります。</p> <p>また、給食費の公会計につきましては、公会計のメリットデメリットを明らかにし、電算システム導入や業務量の増減など今後も多角的に継続して検討を行う必要があります。</p>